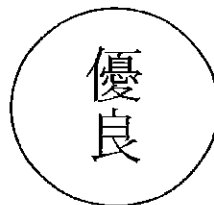


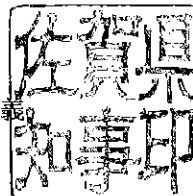
産業廃棄物処分業許可証

住所 佐賀県鳥栖市蔵上町587番地の1
 氏名 株式会社篠原建設
 代表取締役 篠原 隆行



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

佐賀県知事 山口 祥義



許可の年月日 令和2年（2020年）12月7日
 許可の有効年月日 令和9年（2027年）12月6日

1. 事業の範囲

中間処理業	産業廃棄物の種類
脱水	汚泥（無機性のものに限る。） 以上1種類（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）
固化	汚泥（無機性のものに限る。） 以上1種類（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）
熔融	廃プラスチック類（発泡スチロールに限る。） 以上1種類（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。）
分級	がれき類 以上1種類
破碎	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（廃石膏ボードに限る。）及びがれき類 以上7種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）
切断	木くず 以上1種類
堆肥化	汚泥（有機性のものに限る。）及び動植物性残さ 以上2種類（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）

最終処分業	産業廃棄物の種類
管理型	燃え殻、汚泥（無機性のものに限る。）、木くず（がれき類に付着したのものに限る。）及びがれき類並びに廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（自動車等破碎物を除く。） 以上7種類（石綿含有産業廃棄物を含み、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）

2. 事業の用に供するすべての施設

施設の種類の	脱水施設	固化施設（固定及び移動式）	固化施設（固定及び移動式）
設置場所	鳥栖市河内町字新屋敷2549番		
設置年月日	平成9年9月1日	平成12年1月15日	平成22年12月6日
処理能力	50m ³ /日（20時間）	640m ³ /日（8時間）	1,080m ³ /日（8時間）
許可年月日	平成9年7月30日		
許可番号	佐賀県指令9廃第7号		

施設の種類の	熔融施設	分級施設
設置場所	鳥栖市河内町字新屋敷2551番1	
設置年月日	平成13年11月1日	平成7年12月5日
処理能力	160kg/日（8時間）	1,768t/日（8時間）

（裏面へ）

施設の種類	破碎施設	破碎施設
産業廃棄物の種類	ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（磨石膏ボードに限る。）	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず
設置場所	鳥栖市河内町字新屋敷2551番1	
設置年月日	平成14年1月10日	平成16年4月20日
処理能力	4.6t/日（8時間）	3.2t/日（8時間）

施設の種類	破碎施設（固定及び移動式）	破碎施設（固定及び移動式）
産業廃棄物の種類	木くず	がれき類
設置場所	鳥栖市河内町字新屋敷2549番	鳥栖市河内町字新屋敷2551番1
設置年月日	平成12年11月28日	平成20年12月25日
処理能力	800m ³ /日（8時間）	968t/日（8時間）
許可年月日	平成13年2月1日（みなし）	平成20年11月26日
許可番号		佐賀県指令20循環第010014号

施設の種類	破碎施設（固定及び移動式）	切断施設（固定及び移動式）
産業廃棄物の種類	がれき類	木くず
設置場所	鳥栖市河内町字新屋敷2551番1	
設置年月日	平成28年1月20日	平成28年3月7日
処理能力	1,792t/日（8時間）	96m ³ /日（8時間）
許可年月日	平成27年12月24日	
許可番号	佐賀県指令27循環第8号	

施設の種類	堆肥化施設
設置場所	鳥栖市酒井東町川口811番
設置年月日	平成30年3月26日
処理能力	10m ³ /日（24時間）

施設の種類	管理型最終処分場
設置場所	鳥栖市河内町字新屋敷2549番、2551番1
設置年月日	昭和61年11月18日
処理能力	面積：27,607m ² 、容量：392,596m ³
許可年月日	平成8年10月14日（変更許可）
許可番号	佐賀県指令8廃第10号

3. 許可の条件

- ・燃え殻、汚泥（無機性のものに限る。）、木くず（がれき類に付着したものに限る。）の埋立量は全廃棄物埋立量の15%以内とすること。
- ・施設を移動して使用する場合は、排出現場の敷地内に限る。加えて、佐賀県指令27循環第8号のがれき類の破碎施設については、防音壁の設置及び施設から5.5m以上の空間を確保すること。
- ・がれき類の破碎施設を固定式として使用する場合は、他のがれき類の破碎施設と同時に使用しないこと。以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

令和 2年12月 7日 更新許可 優良基準適合 以下余白

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

無